



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

教育委員会事項

- 教育庁等の組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則 1
- 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則 5
- 包括的保存管理計画策定検討委員設置規程 5
- 史料編集業務嘱託員設置規程 6
- 教育長専決規程の一部を改正する訓令 7
- 沖縄県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令 8
- 職員服務規程の一部を改正する訓令 10
- 教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令 10
- 県立学校処務規程の一部を改正する訓令 11
- 沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令 12
- 沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 12
- 沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 15
- 埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令 18
- 文化財調査嘱託員設置規程の一部を改正する訓令 18
- 沖縄県立博物館・美術館館長執務規程等を廃止する訓令 18
- 訪問指導員設置規程を廃止する訓令 19
- 事務決裁規程の一部を改正する訓令 19
- 教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令 19
- 実習船運営協議会規程の一部を改正する訓令 19
- 沖縄県視聴覚ライブラリー設置運営規程の一部を改正する訓令 20
- 実習船管理規程の一部を改正する訓令 20
- 史跡首里城跡整備委員会設置要綱を廃止する訓令 21
- 全国高校総体推進課設置規程を廃止する訓令 21

教育委員会事項

教育庁等の組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 中野 吉三郎

沖縄県教育委員会規則第3号

教育庁等の組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

第1条 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表義務教育課の項中「義務教育班」を「義務教育指導班 学力向上推進班」に改め、同表保健体育課の項中「健康体育班 スポーツ振興班」を「健康体育班」に改め、同表中

「」

文化課	文化班 文化財班 記念物班	を
文化財課	管理班 文化財班 記念物班 史料編集班	に改める。

第7条第11号を次のように改める。

(11) 実習船の造廃に関すること。

第7条中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号を第15号とし、第11号の次に次の3号を加える。

(12) 実習船の管理運営についての学校との連絡調整に関すること。

(13) 実習船の運航及び実習に伴う関係省庁との連絡調整並びに報告等に関すること。

(14) 実習船運営協議会に関すること。

第9条第2号及び第3号を削り、同条第4号を同条第2号とし、同条第5号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とし、同条第7号中「体育団体」を「学校体育団体」に改め、同号を同条第5号とし、同条第8号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 学校における災害対策の総括に関すること。

第9条中第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を第9号とする。

第11条の見出し及び同条中「文化課」を「文化財課」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「文化関係団体」を「文化財関係団体」に改め、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 埋蔵文化財センターに関すること。

第11条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 美術品としての銃砲刀剣類の登録に関すること。

(9) 学校における芸術文化に関すること。

第11条第11号を削る。

第13条の2を削る。

第15条第3項中「文化課」を「文化財課」に改める。

第21条第1項中「及び実習船運営事務所」を削り、同条第2項中「又は実習船運営事務所」を削る。

第23条第1項中「及び実習船運営事務所」を削り、同条第2項中「又は実習船運営事務所」を削る。

第26条中「、社会教育主事補」を削る。

第27条の表中

社会教育主事	社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。	を
社会教育主事補	社会教育主事補	上司の命を受け、社会教育主事の職務を助ける。	

社会教育主事	社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。	に、
--------	--------	-------------------------------------	----

	専門員	上司の命を受け、専門的事務に従事する。	を
	保健体育主事	上司の命を受け、保健体育に関する専門的、技術的な指導に従事する。	
	統計主事	上司の命を受け、指定統計調査その他の統計調査の事務に従事する。	

	専門員	上司の命を受け、専門的事務に従事する。	に、
	技師 船長 機関長 通信長 一等航海士 二等航海士 三等航海士 一等機関士 二等機関士 三等機関士 通信士 指導教官 甲板長 操機長 操舵手 司厨長	上司の命を受け、技術に従事する。 上司の命を受け船員法（昭和22年法律第100号）第2章に定める職務を行う。 上司の命を受け、実習船の機関に関する業務を掌理する。 上司の命を受け、実習船の通信に関する業務を掌理する。 上司の命を受け、実習船の航海に関する業務をつかさどる。 上司の命を受け、実習船の機関に関する業務をつかさどる。 上司の命を受け、実習船の通信に関する業務をつかさどる。 上司の命を受け、実習生の指導にあたる。 上司の命を受け、実習船の甲板における業務をつかさどる。 上司の命を受け、実習船の機関操作に関する業務をつかさどる。 上司の命を受け、実習船の操舵に関する業務をつかさどる。 上司の命を受け、実習船の厨房に関する業務をつかさどる。	を
その他の職員	保健体育主事補 運転士 主任 甲板員 機関員 司厨員	上司の命を受け、保健体育主事の職務を助ける。 上司の命を受け、運転業務に従事する。 上司の命を受け、実習船の甲板、機関及び厨房に関する業務を分掌する。 上司の命を受け、実習船の甲板における業務に従事する。 上司の命を受け、実習船の機関における業務に従事する。 上司の命を受け、実習船の厨房に関する業務に従事する。	
	技師	上司の命を受け、技術に従事する。	
その他の職員	運転士	上司の命を受け、運転業務に従事する。	に改める。

第29条中「、教育事務所及び実習船運営事務所」を「及び教育事務所」に改める。
 第31条第11号を削る。
 第33条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

(沖縄県立教育機関組織規則の一部改正)

第2条 沖縄県立教育機関組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「沖縄県立石川青少年の家、沖縄県立玉城青少年の家、」を削る。

第20条の表中

その他の職員	司書補 運転士	上司の命を受け、司書の職務を助ける。 上司の命を受け、運転業務に従事する。	を
その他の職員	運転士	上司の命を受け、運転業務に従事する。	に改める。

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第3条 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第48条第2項中「、その他」を「その他」に改める。

第54条第1項中「、警備員、副主査、主任」を削り、同条第5項から第7項までを削り、同条第8項を同条第5項とし、同条の次に次の2条を加える。

(実習船の管理及び運営のための職員)

第54条の2 水産に関する専門教育を主とする学科を置く学校には、実習船を管理し、及び運営するため、船長、機関長、通信長、一等航海士、二等航海士、三等航海士、一等機関士、二等機関士、三等機関士、通信士、指導教官、甲板長、操機長、操舵手及び司厨長を置くことができる。

- 2 船長は、校長の監督を受け、船員法(昭和22年法律第100号)第2章に定める職務を行う。
- 3 機関長は、上司の命を受け、実習船の機関に関する業務を掌理する。
- 4 通信長は、上司の命を受け、実習船の通信に関する業務を掌理する。
- 5 一等航海士、二等航海士及び三等航海士は、上司の命を受け、実習船の航海に関する業務をつかさどる。
- 6 一等機関士、二等機関士及び三等機関士は、上司の命を受け、実習船の機関に関する業務をつかさどる。
- 7 通信士は、上司の命を受け、実習船の通信に関する業務をつかさどる。
- 8 指導教官は、上司の命を受け、実習生の指導にあたる。
- 9 甲板長は、上司の命を受け、実習船の甲板における業務をつかさどる。
- 10 操機長は、上司の命を受け、実習船の機関操作に関する業務をつかさどる。
- 11 操舵手は、上司の命を受け、実習船の操舵に関する業務をつかさどる。
- 12 司厨長は、上司の命を受け、実習船の厨房に関する業務をつかさどる。

第54条の3 前条の規定により船長その他の職員を置く学校には、必要に応じて、主任、甲板員、機関員及び司厨員を置くことができる。

- 2 主任は、上司の命を受け、実習船の甲板、機関及び厨房に関する業務を分掌する。
- 3 甲板員は、上司の命を受け、実習船の甲板における業務に従事する。
- 4 機関員は、上司の命を受け、実習船の機関における業務に従事する。
- 5 司厨員は、上司の命を受け、実習船の厨房に関する業務に従事する。

第60条第1項中「第59条」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部改正)

- 2 沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「県立学校職員」の次に「（沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。）別表第3に規定する海事職給料表の適用を受ける職員（以下「海事職給料表適用者」という。）を除く。）」を加え、同条第4項中「第1項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 公立学校に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、校長が定める。

第4条第1項中「、実習船運営事務所」及び「（実習船運営事務所に勤務する職員であって沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）別表第3に規定する海事職給料表の適用を受ける職員（以下「海事職給料表適用者」という。）を除く。）」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項から第3項まで」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第1項から第3項まで」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第5項とする。

第5条第6項中「前条第3項」を「第3条第2項」に改める。

（沖縄県歴代宝案編集委員会規則の一部改正）

3 沖縄県歴代宝案編集委員会規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育庁文化課」を「教育庁文化財課」に改める。

（沖縄県埋蔵文化財事務処理規則の一部改正）

4 沖縄県埋蔵文化財事務処理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「沖縄県教育庁文化課」を「教育庁文化財課」に改める。

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 中野 吉三郎

沖縄県教育委員会規則第4号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第1号

包括的保存管理計画策定検討委員設置規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 中野 吉三郎

包括的保存管理計画策定検討委員設置規程

（設置）

第1条 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号）第11条2に規定する世界遺産一覧表に記載された琉球王国のグスク及び関連遺産群の顕著な普遍的価値の維持向上を図るための構成資産（以下「資産」という。）の一体的な保護及び活用の具体的方策を定める包括的保存管理計画の策定にあたり、広く意見を聞くため、包括的保存管理計画策定検討委員（以下「委員」という。）を設置する。

（身分）

第2条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職と

する。

(職務)

第3条 委員は、次に掲げる事項について調査、検討及び協議を行い、その協議の結果を教育長に報告する。

- (1) 遺産に影響を与える諸要素、資産の現状及び登録時点から現在までの資産を取り巻く環境の変化に関する事項
- (2) 琉球王国のグスク及び関連遺産群の顕著な普遍的価値を毀損するおそれのある事案に関する事項
- (3) 近年の世界遺産の保存管理計画の動向、海外における保護及び活用の方策に関する事項

(委嘱)

第4条 委員は、文化財の保護及び活用について、学識経験を有する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(報酬等)

第5条 委員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(服務)

第6条 委員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従わなければならない。

2 委員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(解嘱)

第7条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 委員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県教育委員会訓令第2号

史料編集業務嘱託員設置規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 中野 吉三郎

史料編集業務嘱託員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県の歴史に関する史料の収集、整理及び編集業務を円滑に行うため、教育庁文化財課に史料編集業務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、教育庁文化財課長（以下「文化財課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業

務を行う。

- (1) 沖縄の歴史の編集に必要な資料の調査、収集、整理及び利用並びに刊行物の編集及び校正に関する業務
- (2) 新沖縄県史編集委員会設置条例（平成17年沖縄県条例第74号）に基づく新沖縄県史編集委員会の会議に関する業務
- (3) その他史料編集に関する業務
（委嘱及び委嘱期間）

第4条 嘱託員は、前条に規定する職務を行うのに必要な能力を有する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- 2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、文化財課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。
（報酬等）

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。
（勤務条件）

第6条 嘱託員の勤務場所は、沖縄県公文書館内の教育庁文化財課史料編集班とする。

- 2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、文化財課長が別に定める。
- 3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。
（服務）

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

（解嘱）

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第3号

教育長専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
委員長 中野 吉三郎

教育長専決規程の一部を改正する訓令

教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア(イ)中「、副館長」を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第4号

沖縄県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 中野 吉三郎

沖縄県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会公印規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「用途」を「主用途」に改める。

第3条の2を削る。

第4条を次のように改める。

（専用公印）

第4条 教育事務所の長及び県立学校の長は、沖縄県教育委員会の職務を専決処理する場合には沖縄県教育委員会印を、沖縄県教育委員会教育長の職務を専決処理する場合には沖縄県教育委員会教育長印を置くことができる。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条の見出し中「又は廃止の申請」を「、廃止等」に改め、同条中「新調、改刻」を「新調し、改刻し、」に、「教育長に申請しなければ」を「教育長の承認を受けなければ」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第6条とする。

2 公印管守者は、公印を廃止したときは、次の各号に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 教育委員会及び教育委員会教育長の公印 10年

(2) 前号に掲げる公印以外の公印 5年

3 前項に規定する保存期間を経過した公印は、切断、焼却等の方法により廃棄することができる。

第8条中「、紛失又は偽変造等」を「その他の事故」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出しを「（公印管理主任及び公印取扱主任）」に改め、同条第1項中「公印管守者は、」の次に「公印管理主任（以下「管理主任」という。）及び」を加え、同条第3項中「県立学校における」の次に「管理主任及び」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「庶務担当班長又はこれに準ずる者」を「庶務を担当する職員」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 管理主任及び取扱主任は、公印管守者の指揮監督を受け、公印に関する事務に従事するものとする。

第9条第1項の次に次の1項を加え、同条を第8条とする。

2 管理主任は、庶務を担当する班長又はこれに準ずる者を充てる。

第10条を削る。

第11条中「公印は、」を「公印管守者は、公印を」に、「執務時間外、勤務を要しない日及び休日にあつては、錠を施しておかなければ」を「厳重に保管しなければ」に改め、同条を第9条とする。

第12条第1項及び第2項中「公印管守者」を「管理主任」に改め、同条第3項中「公印管守者」を「管理主任」に、「規定により」を「規定による」に改め、同条第4項中「公印管守者」を「管理主任」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 勤務時間外において公印を使用する必要があるときは、事前に公印管守者にその旨を申し出てその指示により使用しなければならない。

第12条を第10条とし、第13条から第15条までを2条ずつ繰り上げる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

名称	番号	書体	寸法 (ミリメートル)	主用途	公印管守者

沖縄県教育委員会印	1	てん書	方24	一般文書用	総務課長
沖縄県教育委員会印	2	てん書	方44	人事発令用 教職員免許状用	総務課長
沖縄県教育委員会印	3	隸書	方36	人事発令用 (臨時的任用等)	県立学校教育課長 教育事務所長 県立学校長
沖縄県教育委員会委員長印	4	隸書	方24	一般文書用	総務課長
沖縄県教育委員会教育長印	5	隸書	方24	一般文書用	総務課長
沖縄県教育委員会教育長印	6	てん書	方36	表彰用	総務課長
沖縄県教育委員会教育長印	7	隸書	方24	一般文書用	教育事務所長 県立学校長
沖縄県教育庁統括監印	8	隸書	方24	一般文書用	総務課長
沖縄県教育庁課長印	9	隸書	方24	一般文書用	総務課長
沖縄県教育庁教育事務所長印	10	隸書	方24	一般文書用	教育事務所長
沖縄県立教育機関長印	11	隸書	方24	一般文書用	教育機関等の長
沖縄県立学校印	12	てん書	方44	卒業証書用	県立学校長
沖縄県立学校長印	13	隸書	方24	一般文書用	県立学校長
契印	14	てん書	縦23 横17 長だ円	一般文書用	総務課長 教育事務所長 教育機関等の長 県立学校長

別表第2 (第3条関係)

沖 縄 県 教 育 委 員 会 印	沖 縄 県 教 育 委 員 会 印	沖 縄 県 教 育 委 員 会 印	沖 縄 県 教 育 委 員 長 印	沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 印	沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 印
1	2	3	4	5	6
沖 縄 県 教 育 委 員 会 機 関 名	沖 縄 県 教 育 庁 統 括 監 印	沖 縄 県 教 育 庁 課 長 印	沖 縄 県 教 育 庁 〇 〇 教 育 事 務 所 長 印	沖 縄 県 立 〇 〇 〇 〇 館 (所) 長 印	沖 縄 県 立 〇 〇 〇 〇 学 校 印
7	8	9	10	11	12

沖 縄 県 立
○ ○ ○ ○
学 校 長 印

契

13

14

- 第1号様式中「第6条関係」を「第5条関係」に改める。
- 第2号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。
- 第3号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。
- 第4号様式及び第5号様式中「第14条関係」を「第12条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 改正後の第6条第1項の規定による公印の新調、改刻及び廃止の承認申請は、この訓令の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

沖縄県教育委員会訓令第5号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
委員長 中野 吉三郎

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3号中「第7条」を「第6条」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第6号

教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
委員長 中野 吉三郎

教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令

教育庁文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（昭和56年内閣告示第1号）」を「（平成22年内閣告示第2号）」に改める。

第7条第2項中「第13条、第13条の2及び第31条の機関」を「第13条の教育事務所及び第31条の教育機関」に改める。

第14条第1項の表を次のように改める。

区 分	職 名
1 教育委員会規則、告示、公告、訓令及び通達	教育委員会が発するものにあつては、沖縄県教育委員会又は沖縄県教育委員会委員長 教育長が発するものにあつては、沖縄県教育委員会教育長 ただし、法令の規定により権限が他
2 指令書、裁決書、決定書、議案書、契約書その他これらに類する文書	
3 国の行政機関（府、省、委員会及び庁）の長、次官その他これらに準ずる者に発する文書	
4 都道府県の知事、教育委員会又は教育委員会教育長が発する	

文書 5 市町村の長及び教育委員会教育長に発する文書で重要なもの 6 その他1から5までに準ずる文書	の者に存するときは、その定めるところによる。
7 教育委員会規則等の解釈、運用、方針等に関する文書 8 国の行政機関の局長、部長、課長その他これらに準ずる者に発する文書 9 都道府県の局長又は部長に発する文書 10 市町村の長及び教育委員会教育長に発する文書 11 その他7から10までに準ずる文書	沖縄県教育委員会教育長又は沖縄県教育庁〇〇統括監。ただし、当該文書が県関係機関に発するものであるときは、沖縄県を省略するものとする。
12 都道府県の課長に発する文書 13 国の行政機関の課長その他これに準ずる者に発する文書で軽易なもの 14 その他軽易な文書	沖縄県教育庁〇〇課長。ただし、当該文書が県関係機関に発するものであるときは、沖縄県を省略するものとする。
15 照会文書等に基づき発する文書	当該照会等の発信者に相当する職名

第39条第3項中「文化課」を「文化財課」に改める。

第52条第1項中「添えて」の次に「沖縄県教育委員会公印規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第2号）第10条に規定する公印管理主任又は」を加える。

別表中

「 文 全 国 高 校 化 総 体 推 進 課 教 文 教 総 体 を
「 文 化 財 課 教 文 に、
「 実 習 船 運 営 事 務 所 総 合 教 育 セ ン タ 一 函 博 物 館 書 館 館 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ 一 石 川 青 少 年 の 家 玉 城 青 少 年 の 家 実 運 教 文 函 博 埋 石 川 玉 城 青 を
「 総 合 教 育 セ ン タ 一 函 博 物 館 書 館 館 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ 一 教 文 函 博 埋 石 川 玉 城 青 に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第7号

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
委員長 中野 吉三郎

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 公印取扱い（第3条―第5条）

第3章 文書取扱い（第6条―第43条）

第4章 専決（第44条―第47条）

第2条第6号中「主任」の次に「（沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第53条第5項の主任に限る。）」を加え、同条第7号中「、警備員」を削り、同条に次の1号を加える。

(8) 船員 船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士、指導教官、甲板長、操機長、操舵手、司厨長、主任（沖縄県立高等学校管理規則第54条の3第2項の主任に限る。）、甲板員、機関員及び司厨員をいう。

第3条第2項中「事務主査、副主査、主任又は事務主事のうち」を「事務職員のうちから」に改める。

第10条第2項中「事務主査、副主査、主任又は事務主事」を「事務職員」に改める。

別表第2及び別表第3中「及び農業技術補佐員」を「、農業技術補佐員及び船員」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第8号

沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
委員長 中野 吉三郎

沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程（昭和58年沖縄県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「教育庁文化課」を「教育庁文化財課」に、「教育庁実習船運営事務所に勤務する」を「県立学校に勤務する実習船海邦丸の」に改め、同表県立学校に勤務する警備員の項を削る。

第1号様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第9号

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
委員長 中野 吉三郎

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第12条」に、「第12条」を「第13条」に、「第31条」を「第35条」に、「第32条―第37条」を「第36条―第41条」に、「第38条―第40条」を「第42条―第44条」に改める。

第2条第2号中「、第13条の2に規定する実習船運営事務所」を削り、同条第4号中「第7条」を「第6条」に改める。

第18条を削り、第17条を第18条とし、第12条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第2章第1節中第11条

を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の2を第9条とする。

第19条中「第12条から前条まで」を「第13条から前条までに」に改める。

第24条中「第15条」を「第16条」に改める。

第25条各号を次のように改める。

- (1) 一般健康診断
- (2) 特殊健康診断
- (3) その他教育長が必要と認める健康診断

第25条に次の1項を加える。

- 2 前項各号に掲げる健康診断の種類は、別表第1に定めるとおりとする。

第27条を次のように改める。

(健康診断の実施者)

第27条 健康診断は、産業医又は総括安全衛生管理者が指定する医師（以下「健康診断実施医師」という。）が実施するものとする。

第29条から第31条までを次のように改める。

(受診義務)

第29条 職員は、指定された日時及び場所において、指定された健康診断を受けなければならない。ただし、当該健康診断を受けることを希望しないとき、又はやむを得ない事由により受けることができないときは、他の医師が行う当該健康診断の検査項目を満たす健康診断の結果を証する書面を所属長に提出することにより、当該健康診断に代えることができる。

- 2 所属長は、職員が指定された期日に健康診断を受けることができるよう配慮しなければならない。

(健康診断の結果報告等)

第30条 健康診断実施医師は、健康診断の結果を判定し、総括安全衛生管理者に報告するとともに、所属長に通知しなければならない。

- 2 所属長は、前項の規定により通知を受けたときは、健康診断の結果を職員に通知しなければならない。

(健康管理指導区分の決定)

第31条 産業医は、健康診断の結果に基づいて、別表第2に定める健康管理指導区分を職員ごとに決定し、その内容を所属長に通知しなければならない。

- 2 所属長は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を職員に通知しなければならない。

第5章中第40条を第44条とし、第39条を第43条とし、第38条を第42条とする。

第37条第1項中「復職者状況報告」を「復職者状況報告書」に改め、第4章中同条を第41条とする。

第36条中「療養期間中」を「所属長は、療養期間中」に、「結核性疾患」を「結核性疾患等」に、「出勤承認申請書」を「出勤報告書」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条後段を削り、同条を第40条とする。

第35条の見出し中「病状」を「療養」に改め、同条第1項中「結核性疾患等による療養期間中の職員は」を「所属長は、療養期間中の職員の病状について」に、「病状経過報告書」を「療養経過報告書」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項の病状経過報告書」を「前項の療養経過報告書」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第39条とする。

第34条を第38条とする。

第33条第1項中「第30条又は前条の」を「前条の規定により」に改め、同条第2項を削り、同条を第37条とする。

第32条中「結核性疾患等又は精神的な疾患のため療養した」を「療養のため、連続して30日以上又は通算して50日以上病気休暇を承認した」に改め、同条を第36条とする。

第3章中第31条の次に次の4条を加える。

(事後措置)

第32条 所属長は、前条第1項の規定により通知を受けたときは、別表第2に定める健康管理指導区分に応ずる事後措置の基準に従い、職員の健康管理について適切な措置をとらなければならない。

(健康管理ファイル)

第33条 所属長は、職員健康管理票を作成し、健康診断の結果とともに健康管理ファイルとして、これを関

係法令に定める期間保管しなければならない。

- 2 所属長は、所属職員に異動のあったときは、当該職員に係る健康管理ファイルを遅滞なく異動先の所属長に送付しなければならない。
- 3 第1項の職員健康管理票の様式については、別に定める。
(個人情報の保護)

第34条 所属長は、総括安全衛生管理者、総括安全衛生副管理者又は産業保健業務従事者が職務に必要とする場合を除き、健康管理ファイルを本人以外の者に閲覧させ、又は提供してはならない。

- 2 前項の産業保健業務従事者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 産業医
 - (2) 衛生管理者
 - (3) 保健師等
(保健指導)

第35条 総括安全衛生管理者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、産業医又は保健師等による保健指導を行うものとする。

- 2 職員は、第31条第2項の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。
別表を次のように改める。

別表第1 (第25条関係)
健康診断の種類

(1) 一般健康診断	雇入時健康診断
	定期健康診断
	特定業務従事者健康診断
	海外派遣職員健康診断
	結核健康診断
	給食業務従事者の検便
(2) 特殊健康診断	じん肺健康診断
	歯科特殊健康診断
	有機溶剤健康診断
	鉛健康診断
	四アルキル鉛健康診断
	特定化学物質健康診断
	高気圧作業健康診断
	電離放射線健康診断
	石棉健康診断
(3) その他教育長が必要と認める健康診断	

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第31条、第32条関係)
健康管理指導区分及び事後措置の基準

--	--

健康管理指導区分		事後措置の基準	
区分	内容		
就業区分	A	就業制限無し (通常勤務でよいもの)	
	B	就業制限 (勤務に制限を加える必要のあるもの)	勤務による負荷を軽減するため、勤務時間の短縮、出張の制限、時間外勤務の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜勤務の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずる。
	C	要休業 (勤務を休む必要のあるもの)	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講ずる。
医療区分	1	医療行為を必要としないもの	
	2	医療行為を必要とするもの	医療機関により適正な治療、検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を受けさせる。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後改正後の第31条の規定により職員の健康管理指導区分が決定されるまでの間における当該職員に係る事後措置については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の規定によりなされた措置その他の行為は、改正後の沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の相当する規定によりなされた措置その他の行為とみなす。

沖縄県教育委員会訓令第10号

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 中野 吉三郎

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第15条」に、「第15条」を「第16条」に、「第34条」を「第38条」に、「第35条—第40条」を「第39条—第44条」に、「第41条—第43条」を「第45条—第47条」に改める。

第2条第1号中「付設する」を「付設された」に、「及び特別支援学校」を「、沖縄県立特別支援学校及び沖縄県立中学校」に改め、同条第2号中「沖縄県立高等学校及び特別支援学校に付設する」を「学校に付設された」に改め、同条第4号及び第5号中「沖縄県立学校」を「学校」に改める。

第21条を削り、第20条を第21条とし、第15条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第2章第1節中第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の2を第11条とする。

第22条中「第15条」を「第16条」に改める。

第24条中「学校」を「法第18条第1項の規定に基づき、常時50人以上の職員が勤務する学校」に改める。

第27条中「第18条」を「第19条」に改める。

第28条各号を次のように改める。

- (1) 一般健康診断
- (2) 特殊健康診断
- (3) その他教育長が必要と認める健康診断

第28条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる健康診断の種類は、別表第1に定めるとおりとする。

第30条を次のように改める。

(健康診断の実施者)

第30条 健康診断は、産業医又は安全衛生責任者が指定する医師（以下「健康診断実施医師」という。）が実施するものとする。

第32条から第34条までを次のように改める。

(受診義務)

第32条 職員は、指定された日時及び場所において、指定された健康診断を受けなければならない。ただし、当該健康診断を受けることを希望しないとき、又はやむを得ない事由により受けることができないときは、他の医師が行う当該健康診断の検査項目を満たす健康診断の結果を証する書面を校長に提出することにより、当該健康診断に代えることができる。

2 校長は、職員が指定された期日に健康診断を受けることができるよう配慮しなければならない。

(健康診断の結果報告等)

第33条 健康診断実施医師は、健康診断の結果を判定し、校長に通知しなければならない。

2 校長は、前項の規定により通知を受けたときは、健康診断の結果を職員に通知しなければならない。

(健康管理指導区分の決定)

第34条 産業医は、健康診断の結果に基づいて、別表第2に定める健康管理指導区分を職員ごとに決定し、その内容を校長に通知しなければならない。

2 校長は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を職員に通知しなければならない。

第5章中第43条を第47条とし、第42条を第46条とし、第41条を第45条とする。

第40条第1項中「療養期間」を「療養期間」に、「限る」を「限る。」に、「服した」を「復した」に改め、第4章中同条を第44条とする。

第39条中「療養期間中」を「校長は、療養期間中」に、「服しよう」とを「復しよう」とに、「出勤承認申請書」を「出勤報告書」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条後段を削り、同条を第43条とする。

第38条の見出し中「病状」を「療養」に改め、同条第1項中「結核性疾患等による療養期間中の職員は」を「校長は、療養期間中の職員の病状について」に、「病状経過報告書」を「療養経過報告書」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項の病状経過報告書」を「前項の療養経過報告書」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第42条とする。

第37条を第41条とする。

第36条第1項中「第30条又は前条の」を「前条の規定により」に改め、同条第2項を削り、同条を第40条とする。

第35条中「結核性疾患等又は精神的な疾患のため療養した」を「療養のため、連続して30日以上又は通算して50日以上の病気休暇を承認した」に改め、同条を第39条とする。

第3章中第34条の次に次の4条を加える。

(事後措置)

第35条 校長は、前条第1項の規定により通知を受けたときは、別表第2に定める健康管理指導区分に応ずる事後措置の基準に従い、職員の健康管理について適切な措置をとらなければならない。

(健康管理ファイル)

第36条 校長は、職員健康管理票を作成し、健康診断の結果とともに健康管理ファイルとして、これを関係法令に定める期間保管しなければならない。

2 校長は、所属職員に異動のあったときは、当該職員に係る健康管理ファイルを遅滞なく異動先の所属の長に送付しなければならない。

3 第1項の職員健康管理票の様式については、別に定める。

(個人情報保護)

第37条 校長は、総括安全衛生管理者、総括安全衛生副管理者又は産業保健業務従事者が職務に必要とする場合を除き、健康管理ファイルを本人以外の者に閲覧させ、又は提供してはならない。

2 前項の産業保健業務従事者は、次に掲げる者とする。

- (1) 産業医
- (2) 衛生管理者
- (3) 保健師等
(保健指導)

第38条 安全衛生責任者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、産業医又は保健師等による保健指導を行うものとする。

2 職員は、第34条第2項の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

別表を次のように改める。

別表第1 (第28条関係)

健康診断の種類

(1) 一般健康診断	雇入時健康診断
	定期健康診断
	特定業務従事者健康診断
	海外派遣職員健康診断
	結核健康診断
	給食業務従事者の検便
(2) 特殊健康診断	じん肺健康診断
	歯科特殊健康診断
	有機溶剤健康診断
	鉛健康診断
	四アルキル鉛健康診断
	特定化学物質健康診断
	高気圧作業健康診断
	電離放射線健康診断
	石綿健康診断
(3) その他教育長が必要と認める健康診断	

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第34条、第35条関係)

健康管理指導区分及び事後措置の基準

健康管理指導区分		事後措置の基準
区分	内容	
就業区分	A	就業制限無し (通常勤務でよいもの)
	B	就業制限 (勤務に制限を加える必要のあるもの)

	C	要休業 (勤務を休む必要のあるもの)	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講ずる。
医療区分	1	医療行為を必要としないもの	
	2	医療行為を必要とするもの	医療機関により適正な治療、検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を受けさせる。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後改正後の第34条の規定により職員の健康管理指導区分が決定されるまでの間における当該職員に係る事後措置については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の規定によりなされた措置その他の行為は、改正後の沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の相当する規定によりなされた措置その他の行為とみなす。

沖縄県教育委員会訓令第11号

埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
委員長 中野 吉三郎

埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「教育庁文化課長」を「教育庁文化財課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第12号

文化財調査嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
委員長 中野 吉三郎

文化財調査嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

文化財調査嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育庁文化課」を「教育庁文化財課」に改める。

第3条及び第4条第3項中「教育庁文化課長」を「教育庁文化財課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第13号

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程等を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
委員長 中野 吉三郎

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程等を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 沖縄県立博物館・美術館館長執務規程（平成19年沖縄県教育委員会訓令第13号）
- (2) 美術品調査嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第9号）

- (3) 美術品保存修復嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第10号）
- (4) 博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第14号）
- (5) 博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第15号）

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第14号

訪問指導員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
委員長 中野吉三郎

訪問指導員設置規程を廃止する訓令

訪問指導員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第12号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第5号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 金武正八郎

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、教育事務所及び実習船運営事務所」を「及び教育事務所」に改める。

第5条に次の1号を加える。

(18) 法令の規定に基づく重要な公聴会の開催又は重要な聴聞の実施に関すること。

第6条に次の1号を加える。

(39) 法令の規定に基づく公聴会の開催又は聴聞の実施に関すること。

第13条第1号中「体育」を「学校体育」に改める。

第15条（見出しを含む。）中「文化課長」を「文化財課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第6号

教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 金武正八郎

教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（実習船運営事務所を含む。以下同じ。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第7号

実習船運営協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 金 武 正 八 郎

実習船運営協議会規程の一部を改正する訓令

実習船運営協議会規程（昭和54年沖縄県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「実習船運営事務所（以下「事務所」という。）の」を「実習船の運営に関する」に、「学校、本庁及び事務所」を「、学校及び本庁」に改める。

第2条中「実習船運営事務所長（以下「所長」）」を「県立学校教育課長（以下「課長」）」に改める。

第3条中「もつて」を「もって」に改める。

第4条第1項中「一回」を「1回」に改める。

第5条第2項中「先だつて」を「先だって」に改める。

第6条中「事務所」を「、県立学校教育課」に改める。

第7条中「規程」を「訓令」に、「所長」を「、課長」に改める。

別表中	「学校側	沖縄水産高等学校及び宮古総合実業高等学校の校長、副校長、教頭（沖縄水産高等学校の教頭に限る。）及び実習船係	を
	船側		

「学校側 沖縄水産高等学校の校長、副校長、教頭、船長、機関長及び実習船係並びに宮古総合実業高等学校の校長、副校長及び実習船係」に、「総務課総務班班長、県立学校教育課管理班班長、」を「県立学校教育課管理班班長及び」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第8号

沖縄県視聴覚ライブラリー設置運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 金 武 正 八 郎

沖縄県視聴覚ライブラリー設置運営規程の一部を改正する訓令

沖縄県視聴覚ライブラリー設置運営規程（平成5年沖縄県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項中「視聴覚ライブラリー」を「ライブラリー」に改める。

第5条中「もの」を「者」に、「社会教育施設・団体その他」を「社会教育施設その他地域において教育活動を行う者又はこれに準ずると」に改め、「相当と」を削る。

別表中「生涯学習振興課主任社会教育主事」を「生涯学習振興課社会教育班班長」に、「社会体育担当」を「学校体育担当」に、「文化課指導主事」を「文化財課指導主事」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第9号

実習船管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 金 武 正 八 郎

実習船管理規程の一部を改正する訓令

実習船管理規程（平成6年沖縄県教育委員会教育長訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）第35条」を「沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第80条」に改める。

第2条第2項中「沖縄県教育庁実習船運営事務所長（以下「所長）」を「沖縄水産高等学校長（以下「校長）」に改める。

第7条中「前4条」を「第3条から前条まで」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第8条第2項中「所長」を「校長」に改める。

第10条第1項中「所長」を「校長」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第6号中「所長」を「校長」に改め、同条第3項中「所長」を「校長」に改める。

第11条第1項中「所長」を「校長」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第5号中「所長」を「校長」に改める。

第12条及び第13条中「所長」を「校長」に改める。

第14条中「次の各号に」を「次に」に、「所長」を「校長」に改める。

第15条から第18条までの規定中「所長」を「校長」に改める。

第19条中「所長」を「校長」に、「沖縄水産高等学校長及び翔南高等学校長（以下「校長」という。）」を「宮古総合実業高等学校長」に改める。

第20条中「校長」を「宮古総合実業高等学校長」に、「所長」を「校長」に改める。

第21条中「所長」を「校長」に、「当該校長」を「宮古総合実業高等学校長」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「校長」の次に「及び宮古総合実業高等学校長」を加え、同項第2号中「校長は、所長が定める」を削る。

第23条中「所長」を「校長」に、「校長」を「宮古総合実業高等学校長」に改める。

第24条を次のように改める。

第24条 この訓令に定めるもののほか、実習船に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第1号様式及び第2号様式中「沖縄県教育庁実習船運営事務所長」を「沖縄水産高等学校長」に改める。

第3号様式中「沖縄県教育庁実習船運営事務所長」を「沖縄水産高等学校長」に、
「学校名
校長
印」を「宮古総合実業高等学校長 印」に改める。

第4号様式中「
高等学校
校長 殿」を「宮古総合実業高等学校長 殿」に、「沖縄県教育庁実習船
運営事務所
印」を「沖縄水産高等学校長 印」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第10号

史跡首里城跡整備委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 金 武 正 八 郎

史跡首里城跡整備委員会設置要綱を廃止する訓令

史跡首里城跡整備委員会設置要綱（昭和59年沖縄県教育委員会教育長訓令第4号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第11号

全国高校総体推進課設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 金 武 正 八 郎

全国高校総体推進課設置規程を廃止する訓令

全国高校総体推進課設置規程（平成19年沖縄県教育委員会教育長訓令第9号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---